札幌法務局人権擁護部第一課 標準文書保存期間基準

令和6年4月22日改正

					分類例				131401	4月22日改正
事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
	の 訓令及び通達の立 え及 案の検討その他の 重要な経緯		・訓令・通達 (人権擁護事務に関するもの)	人権擁護	訓令·通達	令和○○年度人権擁護に関する 訓令・通達	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 0年			別表1の事項4を参酌
			- 例規集 管理・運営に関する訓令 ・通達	人権擁護	例規	例規集(管理・運営)	常用	廃棄		別表 1 の事項 2 2 を参酌
			· 例規集 実務編	人権擁護	例規	例規集(実務編)	常用	廃棄		
		② ①以外のもので継続的に保存する必要のないもの	訓令・通達・例規 (人権擁護部所管以外のもの)	人権擁護	訓令・通達	令和○○年度所掌以外の訓令・ 通達	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日から起算して10 年	廃棄		別表1の事項 14を参酌
2 文書の管理に関する事	等 文書の管理等 項	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文	· 標準文書保存期間基準	人権擁護	標準文書保存期間基準	人権擁護部第一課標準文書保存 期間基準 (現行)	常用	廃棄		別表1事項22を 参酌
		書	・標準文書保存期間基準の制定又 は改廃に係る決裁文書	人権擁護	標準文書保存期間基準	令和〇〇年度保存期間基準の制定・改正	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1 0年			-
		②取得した行政 文書ファイルを 管理するための 帳簿	・行政文書ファイルの管理に 関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書	人権擁護	行政文書の管理	令和〇〇年度帳簿書類の保存・ 廃棄	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年			
		③取得した文書の 管理を行うための 帳簿	・受付簿	人権擁護	管理するための帳簿	令和〇〇年受付簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して5年			
			- 秘密文書管理簿	人権擁護	管理するための帳簿	令和○○年度秘密文書管理簿	最終の指定解 除の日の照す る年度の翌年 度の初日から 起算して5年			
			· 庁外送付簿	人権擁護	管理するための帳簿	令和〇〇年度庁外送付簿	作成の日の属 する年度の初日 年度の初日か ら起算して1 年			
		④決裁文書を管理 するための帳簿	- 決裁簿	人権擁護	管理するための帳簿	令和〇〇年決裁簿	作成の日の属する年の翌年 の初日から起 算して30年			
		⑤訓令・通達・例 規以外の送付文書	・本省及び他官署等から送 付された文書	人権擁護	連絡文書	令和○○年度通知·連絡書類(本 省等)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		
			・他局,局内各課等からの連 絡に関する文書	人権擁護	連絡文書	令和○○年度通知·連絡書類(○ ○課)	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年			
3 防災及び警備 に関する事項	(1)防災に関すること	: ①防災業務計画及 び防災訓練の関す る文書	・防災業務計画に関する文書・防災訓練実施に関する文書	人権擁護	防災	令和○○年度防災業務	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年			
		②例規	防災・国民保護実施要領	人権擁護	防災	防災・国民保護実施要領	常用	廃棄		
		関する文書	危機管理マニュアル	人権擁護	防災	危機管理マニュアル	常用	廃棄		
NA FE	(2)業務継続計画に関すること	定及び改正に関す る文書	業務継続計画	人権擁護	防災	業務継続計画	常用	廃棄		
4 職員の人事に する事項	関 (1)職員の勤務時間・休暇に関すること	①超過勤務に関す る文書	- 超過勤務等命令簿	人権擁護	勤務時間・休暇	令和○○年度超過勤務等命令簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5年 3月		人事	備考二

			分類例								
事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)	
		②出勤に関する文書	・出勤簿	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年出勤簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起	廃棄	人事		
			•非常勤職員出勤簿	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年非常勤職員出勤簿	算して5年 作成の日の属する年の翌年の初日から起	廃棄	人事		
		③休暇に関する文 書	•休暇簿	人権擁護	勤務時間・休暇	令和〇〇年休暇簿	算して5年 作成の日の属 する年の翌年 の初日から起	廃棄	人事	_	
		④外出に関する文書	-外出簿	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年度外出簿	算して3年 作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か		人事		
		⑤勤務時間の割振 りに関する文書	-週休日の振替通知	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年振替通知簿	ら起算して5年 作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して3年		人事		
			・代休日指定簿	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年代休日指定簿	作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して3年	廃棄	人事		
			•勤務時間区分指定表	人権擁護	勤務時間·休暇	令和〇〇年度勤務時間割振り区 分指定簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3年		人事		
		⑥異動者の出勤状 況に関する文書	•出勤状況報告	人権擁護	勤務時間·休暇	令和○○年度出勤状況報告書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			
	(2)職員の給与及び 手当に関すること	手当届出·手当認定 簿	- 管理職員特別勤務実績簿	人権擁護	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務 実績簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5年 1月				
			•管理職員特別勤務手当整理簿	人権擁護	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務 手当整理簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5年 1月				
			•管理職員特別勤務手当報告書	人権擁護	手当	令和○○年度管理職員特別勤務 手当報告書	作成の日から 起第して3年の 日本の 日本の 日本の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の				
	(3)非常勤職員の雇 用等に関する経緯	非常勤職員の雇用等に関する文書	・雇用に関する決裁文書 ・諸手当等に関する文書	人権擁護	非常勤職員	令和〇〇年度非常勤職員	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3年				
	(4)引継に関する経緯	事務引継に関する 事項文書	- 事務引継報告書	人権擁護	引継	令和〇〇年度事務引継報告書	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年				
5 公印に関する項	事 公印の使用・廃止に 関する経緯		・公印の使用・廃止届けに関する決 裁文書	人権擁護	公印	令和○○年度公印使用開始·廃止 届出等(原議)	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5年				
6 予算及び決算 関する事項	に 歳入及び歳出の決 算報告書並びに国 の債務に関する計 算書の作製その他 の決算に関する重	①物品の払出・受入 及び受領に関する 書類	- 物品受領命令簿	人権擁護	物品管理	令和〇〇年度物品受領命令簿	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1年			別表1事項15を 参酌	
	要な経緯		-物品返納命令書	人権擁護	物品管理	令和○○年度物品返納命令書	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して1年				
			・自動車燃料受払票 (写し)	人権擁護	物品管理	令和〇〇年度自動車燃料受払票 (写し)	作成の日の属 する年度の初日の 年度の初日か ら起算して1 年				
		②給与支給金額の 計算に関する書類	•勤務時間報告書	人権擁護	給与簿	令和○○年度勤務時間報告書	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5年				
		③予算執行に関する文書	・予算に関する文書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度予算の執行	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄			
7 会議・会同等 関する事項	こ 会議・会同等に関 する重要な経緯	会議・会同等の準 備・開催通知・決 定内容に関する記 録がされた文書	・会議・会同等の開催等に関する決裁文書 ・配布資料 ・各種会同等の結果等に関する決裁文書	人権擁護	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同 (本省)	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3 年				

						分類例					
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
					人権擁護	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同 (札幌法務局)	取得の日の属する年度の初日の選年度の初日の記年の記算して3年	廃棄		
					人権擁護	会議・会同	令和〇〇年度会議・会同 (札幌法務局ブロック管内(地 方局開催分含む))	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年			
	情報セキュリ ティ対策の運 用に関する事 項	情報セキュリティ 体制の整備に関す る重要な経緯	情報セキュリテイ 関係規定に基づく 許可申請 (届出) 又は報告等	許可申請,届出等障害発生報告書等	人権擁護	情報セキュリティ	令和○○年度情報等持出許可申請·届出	取得の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して3年			
					人権擁護	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿	常用	廃棄		令和2年8月4日付 け庶務課長事務連 絡「基盤システムに
					人権擁護	情報セキュリティ	基盤システムに係る申請書類	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年			係る各種申請手続 及び外部電磁的記 録媒体等の取扱い について」項番3
				・基盤システム共用識別コード管理 表(利用者一覧・利用状況記録)	人権擁護	情報セキュリティ	基盤システム共用識別コード管理表	常用	廃棄	令和5年1月16 日付け民事局 基盤システム部 局管理者事務 連絡	
9		監査等に関する重 要な経緯	①監査, 事務調査 指導の企画・立案 等に関する文書	・監査, 事務調査指導の実施に関する決裁文書	人権擁護	監査	令和〇〇年度監査等企画立案書 類	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5 年	廃棄		別表1事項25を参酌
			②監査, 事務調査 指導の実施・結果 に関する文書	・監査のフォローアップに関する 決裁文書 ・監査等結果報告書	人権擁護	監査	令和〇〇年度監査等実施結果報 告書	作成の日の属 する年度の翌 年度の初日か ら起算して5	廃棄		
10	行政に対する 意見等に関す る事項	法務局行政に関 する意見等	意見等に関する文書	札幌法務局意見等取扱要領に 関する文書 受付帳 措置何書 措置報告書	人権擁護	意見等	令和〇〇年度意見等関係書 類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日 より年度管理に 変更
	関する事項	職員の研修の実施に関する計画 の立案の検討その他研修に関する重要な経緯	計画の立案・制 定又は改廃する ための決裁文書 及び研修の実施 状況が記録され た文書	・研修要綱, 研修員推薦, 研修 実施に関する決裁文書	人権擁護	研修	令和〇〇年度人権擁護事務 担当者の研修	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		別表1事項13を 参酌
	人権擁護委員 の委嘱及び解 嘱に関する事 項	(1)人権擁護委 員の委嘱	人権擁護委員の 委嘱等に関する 文書	・人権擁護委員の委嘱・退任・ 解嘱等に係る決裁文書 ・人権擁護委員の増員に係る決 裁文書 ・人権擁護委員の特別定数に関 する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和○○年度人権擁護委員 の任免	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
		(2)人権擁護委 員の解職	人権擁護委員の 解嘱等に関する 文書								
	人権擁護委員 の管理に関す る事項	(1)人権擁護委 員の管理	①人権擁護委員 の身分管理に関 する文書	 ・人権擁護委員証票等交付簿 ・各種届書(辞任届, 紛失届等含む) 	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権擁護委員 証票等各種届出	作成の日の 属する年度の 初日から 算して5年	廃棄		
				・人権擁護委員の職務上の損害等に関する文書・人権擁護委員の団体傷害保険に関する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権擁護委員 の傷害保険関係	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・在任人権擁護委員の履歴書	人権擁護	人権擁護委員	人権擁護委員の履歴 (在任委員)	常用	廃棄		
				・退任等人権擁護委員の履歴書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権擁護委員 の履歴 (退任等委員)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄		
			②人権擁護委員 に関する各種報 告文書	·人権擁護委員の異動等報告 ·人権擁護委員定数報告書 ·人権擁護委員市町村別定数· 実数報告	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権擁護委員 に関する報告	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して10年	廃棄		
		(2)人権擁護委 員に対する実費 弁償金の支給	実費弁償金に関する文書	・旅費請求書 ・委員システム出力帳票 ・委員と表示 ・委員活動実績簿 ・実費弁償金支給調書 ・職務執行結果報告 ・常駐依頼簿兼執務状況簿	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度実費弁償金関 係	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
	人権調整専門 委員に関する 事項		人権調整専門委 員の管理に関す る文書	・人権調整専門委員の指名に関する文書 ・人権調整専門委員の退任に関する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権調整専門 委員	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		

					分類例						
	事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	(規則別表1の 関連事項)
15	の研修に関す	人権擁護委員に 対する研修の計 画・実施	対する研修の計	・人権擁護委員に対する研修の 計画・実施に関する文書(委嘱 時・第一次、第二次、第三次)	人権擁護	人権擁護委員	令和○○年度人権擁護委員 の研修	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		
16	の栄典・表彰	の授与又ははく	対する栄典·表彰 の授与又ははく 奪に関する文書	・叙位・叙勲候補者の選考に関する文書 ・叙位・叙勲の伝達に関する文書 ・整緩褒章候補者の選考に関する文書 ・藍緩褒章の伝達に関する文書 ・ 法務大臣表彰(定時)に関する文書 ・ 法務大臣表彰(臨時)に関する文書 ・ 人権擁護局長表彰に関する文書 ・ 人権権護局長表彰に関する文書 ・ 礼幌法務局長表彰等に関する文書 ・ 退任委員等に対する法務大臣 ・ 退任委員等に対する札幌法務局長感謝状	人権擁護	人権擁護委員	令和○○年度人権擁護委員 の表彰	では、 の日本では、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも	廃棄		
17			人権擁護委員の 弔慰に関する文 書	・人権擁護委員の弔慰に関する 決裁文書等	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度人権擁護委員 の弔慰	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
18	組織体に関す	織体の運営・活		・全国人権擁護委員連合会に関 する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度全国人権擁護 委員連合会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
				・北海道人権擁護委員連合会に関する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度北海道人権擁 護委員連合会	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・札幌人権擁護委員連合会に関 する文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度札幌人権擁護 委員連合会	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・人権擁護委員協議会に関する 文書	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度札幌人権擁護 委員協議会	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・ブロック管内各人権擁護委員連合会に関するもの ・ブロック管内各人権擁護委員協議会に関するもの	人権擁護	人権擁護委員	令和〇〇年度ブロック管内各 人権擁護委員連合会・各人権 擁護委員協議会		廃棄		
19			における企画・立 案,実施結果内	・各種啓発活動、講演、人権教室に関する企画・立案に関する 決裁文書 ・実施結果報告書・アンケート・定期報告文書、統計	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度各種啓発活動	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		別表1事項37を 参酌
					人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度人権教室	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・人権作文コンテストに関する文 書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度人権作文コンテ スト	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・人権週間に関する文書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度人権週間行事	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・人権擁護委員の日に関する文 書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度人権擁護委員 の日	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
				・社会を明るくする運動実施委員会議に関する文書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度社会を明る〈する運動実施委員会議	属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年			
				・暴力追放運動,全国交通安全 運動に関する文書		人権啓発活動	令和〇〇年度暴力追放運動,全国交通安全運動	作成の日の 属する年度の 初日から年 りして5年			
		(2)人権啓発物品 作成にかかる重 要な経緯	人権啓発物品の 企画等に関する 文書	仕様書結果報告書成果物	人権擁護	人権啓発物品	令和○○年度人権啓発物品	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		

			当該業務に係る 行政文書の類型			分類例			保存期間満 了時の措置	参考事項	
	事 項	業務の区分			大分類	中分類	名称(小分類)	保存期間			(規則別表1の 関連事項)
		(3)人権啓発活	①全業の関係に	えせ同和関係機関連絡会議等	↓ 1年 1本 1年 	人権啓発活動	令和〇〇年度法務局主催の	作成の日の	 		
		動に関する会議 (これに準ずるものも含む。)	係る文書	たじ向和関係恢関連附立機等 に関する ・開催経緯 ・通知文書 ・結果報告書	八 作性 的社 直交	八惟石光心刬	ト和の〇年度法が同主権が 人権啓発活動に関する会議 等	属する年度の初日から起算して5年	完 来		
			②会議に検討の ための資料として 提出された文書	·開催通知 ·配布資料 ·児童虐待防止対策連絡協議 会等 ·結果報告書		人権啓発活動	令和〇〇年度他機関の主催 する連絡会議関係	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して5年	廃棄		
		(4)所管事務の 取扱いに関する 経緯	人権啓発事務等 に関する連絡文 書等	・本省からの連絡文書 ・本省からの照会	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度本省との連絡	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
				・地方局からの情報提供等	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度管内地方法務 局との連絡	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
				・支局からの情報提供等	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度管内支局との 連絡	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
20		人権啓発活動事 業の委託に関す る重要な経緯	委託のための決 裁文書その他委 託に至る過程が 記録された文書	·委託申入書 ·実施計画書 ·精算書	人権擁護	人権啓発活動	令和〇〇年度人権啓発活動 地方委託事業	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
				人権の花運動に関する文書			令和〇〇年度人権の花運動	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
				·通知文書 ·実施要領 ·構成員 ·報告書			令和〇〇年度人権啓発活動 ネットワーク協議会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		
21	庁用車に関す る事項	庁用車の運行管 理に関する経緯	庁用車の運行に 関する日誌	・公用車運行日誌(3号車)	人権擁護	庁用車	令和〇〇年度公用車運行日 誌	作成の日の 属する年度 の翌年度の 初日から起 算して3年	廃棄		

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表 1 及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について 「人事・・・・人事院規則 「内閣」・・・人事記録の記載事項等に関する内閣府令 「統計」・・・人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号)